

制定 近運自二公示第 33 号
改正 近運自二公示第 36 号
改正 近運自二公示第 61 号
改正 近運自二公示第 7 号
改正 近運自二公示第 17 号
改正 近運自二公示第 33 号
改正 近運自二公示第 21 号
改正 近運自二公示第 37 号
改正 近運自二公示第 20 号

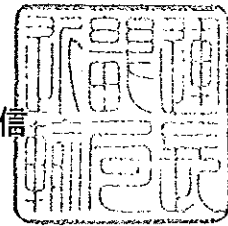
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（制定 平成 14 年 1 月 18 日付け近運旅二公示第 14 号、最終改正 平成 21 年 10 月 1 日付け近運自二公示第 46 号。以下「運賃制度」という。）の 3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 23 年 8 月 1 日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

1. 適用する運賃適用地域
別表のとおり
2. 車種区分
別表のとおり
3. 区分の基準
別表のとおり

附 則 本公示は、平成19年 9月25日から適用する。

附 則 (平成19年10月11日付け近運自二公示第36号改正)
改正後の規定は、平成19年10月11日から適用する。

附 則 (平成20年12月24日付け近運自二公示第61号改正)
改正後の規定は、平成20年12月24日から適用する。

附 則 (平成21年 4月17日付け近運自二公示第 7号改正)
改正後の規定は、平成21年 4月17日から適用する。

附 則 (平成21年 6月26日付け近運自二公示第17号改正)
改正後の規定は、平成21年 6月26日から適用する。

附 則 (平成22年 1月25日付け近運自二公示第33号改正)
改正後の規定は、平成22年 1月25日から適用する。

附 則 (平成22年 7月 1日付け近運自二公示第21号改正)
改正後の規定は、平成22年 7月 1日から適用する。

附 則 (平成22年12月 7日付け近運自二公示第37号改正)
改正後の規定は、平成22年12月 7日から適用する。

附 則 (平成23年 8月 1日付け近運自二公示第20号改正)
改正後の規定は、平成23年 8月 1日から適用する。
ただし、改正後の規定を適用する時点において運行時に寝
台又は車椅子を固定することのできる装置を有する自動車
であって現に事業用自動車として運行されているものに
あっては、なお従前の例によることができる。

運賃適用地域：大阪地区
 京都北部地区
 神戸・阪神間地区 姫路・東西播地区 淡路島地区 兵庫北部地区
 奈良県地区
 大津市地区 滋賀北部地区
 和歌山市域地区 有田・御坊地区

車種区分	自動車の大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が7名以上のもの。
大型車	普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち排気量が2リットルを超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
中型車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち排気量が2リットル以下のものであって乗車定員が6名以下のもの。 二 普通自動車のうち内燃機関を搭載しないものであって乗車定員が6名以下のもの。 三 小型自動車のうち長さが4.6メートル以上であって乗車定員が6名以下のもの。
小型車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 小型自動車のうち長さが4.6メートル未満であって乗車定員が5名以下のもの。 二 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備考	1 軽油を燃料とする普通自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリンを燃料とする自動車の車種区分を適用する。 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車 イ 乗車定員が6名以下のもの 中型車 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア 普通自動車 普通自動車 イ 小型自動車 小型自動車

運賃適用地域：京都市域地区

車種区分	自動車 の 大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が7名以上のもの。
大型車	普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち排気量が2リットルを超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
中型車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち排気量が2リットル以下のものであって乗車定員が6名以下のもの（ハイブリット自動車及び内燃機関を搭載しない自動車にあっては、長さが4.6メートル未満で乗車定員が5名以下のものを除く。）。 二 小型自動車のうち長さが4.6メートル以上であって乗車定員が6名以下のもの。
小型車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車（ハイブリット自動車及び内燃機関を搭載しない自動車に限る。）のうち、長さが4.6メートル未満であって乗車定員が5名以下のもの。 二 小型自動車のうち長さが4.6メートル未満であって乗車定員が5名以下のもの。 三 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備考	1 軽油を燃料とする普通自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリンを燃料とする自動車の車種区分を適用する。 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車 イ 乗車定員が6名以下のもの 中型車 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア 普通自動車 普通自動車 イ 小型自動車 小型自動車 3 上記の車種区分において、ハイブリット自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

運賃適用地域：橋本地区 紀南地区

車種区分	自動車 の 大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が7名以上のもの。
大型車	普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち排気量が2リットルを超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
普通車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち大型車に該当する自動車以外のもの。 二 小型自動車のうち乗車定員が6名以下のもの。 三 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスに供するものに限る。）。
備 考	1 軽油を燃料とする普通自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリンを燃料とする自動車の車種区分を適用する。 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車 イ 乗車定員が6名以下のもの 普通車 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア 普通自動車 普通自動車 イ 小型自動車 小型自動車